

第61号

発行編集
須坂市農業委員会
〒382-8511
須坂市大字須坂1528-1

すざか 農業委員会だより



野菜づくりの大きな一歩

市民農業大学校園芸塾卒業式

がありました。

最後に園芸塾卒業生に、園芸高校2年生の生徒さんから紙すきの卒業証書と花の鉢植えが贈られました。



農業の基礎的な知識と技術を学びながら、農業に従事する人材を育成することを目的とした、須坂市民農業大学校園芸塾の卒業式が昨年12月25日須坂園芸高校で開催され、西澤和平塾長（須坂園芸高校校長）から平成21年度の塾生8名に卒業証書が授与されました。Ⅱ写真

塾生は5月から講義、実習など月3回計20回の授業を園芸高校の生徒と一緒に学習を行い（Ⅱ写真）主には野菜の種まき、植付けから栽培管理、収穫まで農業の体験をしました。西澤和平塾長から「生徒も塾生と勉強できたことは人生勉強にもなった。仲間を大切にして卒業後も、本校に顔を出していただきたい」とあいさつがありました。「野菜作りは素人であったが、種まき、せん定、収穫まで体験し、私たちにとても大きな一歩でした。ストレスが多い社会の中で土に触れることは気持ちの健康にもなる。ぜひ多くの皆様に参加して欲しい」「今後遊休農地の解消までには手が届かないが、仲間と大豆作りなど家庭菜園に取り組みたい」とそれぞれ塾生から感想



- 市民農業大学「園芸塾」卒業式
- 農業の発展はめまぐるしい「生き生き農家」
- 「ハッチリんご」をつくって
- 家族経営協定合同調印式
- 標準労賃・機械作業標準料金、賃借料情報
- 有害鳥獣対策について要望書を提出
- 農業者年金でゆとりある老後を
- 農地法が改正されました
- 農地転用には許可・届出が必要です
- せん定枝の焼却について

農業の発展はめぐるしい

南小河原町 境 恵理子

三月も中旬を過ぎると、畑の緑の中に可憐なオオイヌノフグリの水色が広がり「春だなあ…」と思ったりする事もあるかと思えます。でもこの草花、二月のまだ雪が降る中でも控え目に咲いているんですよ。これって野（農）に親しむ人しか気付かないかもしれないと、ちょっとした優越感を覚えます。兼業農家に生まれ農業が身近にあったとはいえ、当時の私にとって作物の生産に係わるというのは、未知の世界でした。栽培とい

うものは昔ながらのローテクなものだと捉えていたのに、とんでもない!! 農業ほど日々めまぐるしく発展をしているものは無いと感じました。土壌に住む微生物から、植物にもウイルス? 驚きの連続でした。でも作業は一步一步地道な根気強さが必要とされます。知識は机上でもつける事ができますが、感覚的なものは経験を積みなければ自分のものになりません。技術は人を介して伝わるものであるので、進んで外に出

「ハッチりんご」をつくって

塩川町 小柳 邦義

数年前、自分のリングで須坂市のPRができないかと考えていた時、インターネットでグリーンツーリズムの「信州須坂農体験カタログ」に掲載している、自分の「マイりんごづくり」のことを思い出しました。

それは、都会の人がシールに好きな絵文字や図柄を描き、りんごに貼り、収穫時に外し、赤く熟したりんごに浮出た綺麗な絵文字を見て、大変感謝

され喜ばれたことです。そこで全国的に知名度の高い、市動物園のカンガルーのハッチやクララの図柄を考え、市のPRにこの手法を用い、毎年500個位ハッチりんご等をつくり、福祉施設をはじめ多くの方々に配布してきました。「かわいい、食べるのが惜しい」等、地元や県内外からも大変好評で嬉しく思っております。≪写真



りと共に、ハッチりんご等の図柄を考え、微力ながら市のPRができればと思っております。

て学ぶ姿勢がないと技術の向上ありません。

先人の功績を尊重しつつも、常に新しい知識、技術を求め積極的に一路邁進する主人の背中を追いかけただけの毎日ですが、いつかは二人三脚でできるように頑張りたいと思います。



家族みんなで

農業経営 家族経営協定合同調印式

家族経営協定の合同調印式が、3月3日のひな祭りに、シルキーホールで開催され、見直しを含め21組が協定を結びました。≪写真

交流会では、協定締結者から「小さな力ではありますが、須高地区の農業が発展するよう頑張ります」と話がありました。家族経営協定の推進は、男女共同参画社会の形成にも大きな役割を果たしています。一人ひとりが尊重される家族関係を築くためにも、多くの家族が締結されることを期待しています。



みんなで支え

合う地域社会を 農村男女共同参画 プラン発表会



農業の良さを活かした暮らしの実現と積極的な地域社会への参画を目指すために「すざか農村男女共同参画プラン」が策定されました。

この発表会が3月11日シルキーホールで開催され、約50名の参加がありました。策定委員長の三木由紀子農業委員から「農業の魅力は次の世代に引き継ぐためにも、お互いが支え合いながら地域社会で活躍することが農業振興に大切である」と発表がありました。≪写真

電気柵により 猿害を減少 農業委員視察研修 4月15日、16日の2日間、姉妹都市である新潟県新発田市で視察研修を行いました。有害鳥獣被害の問題は、遊休農地を拡大させるなど、大きな課題となっており、そこで、深刻な猿害で耕

作をあきらめていた農地を電気柵により畑に戻している新発田市松岡集落並びに大豆の作付けで、遊休農地農地解消を行っている旧紫雲寺町長島地区の取組みを視察しました。また、新発田市の農業委員会とも今抱えている課題について話し合い交流を深めました。

農作業標準労賃・機械作業標準料金

1 農作業標準労賃

平成22年 4 月

	作 業 名	標 準 労 賃		備 考 (技術の優劣を考慮する)
		単 位	金 額	
稲 作 作 業	田 植 作 業	1 時間	850 円	植付準備作業、消毒作業含む
	一 般 作 業	〃	750 円	
畑 作 ・ 花 き	一 般 作 業	〃	750 円	
果 樹 作 業	剪 定 作 業	〃	1,570 円	接木作業含む
	袋 か け 作 業	〃	750 円	
	技 術 作 業	〃	1,500 円	棚建て
	一 般 作 業	〃	750 円	摘果（花）、房切り、摘粒作業 収穫荷造作業を含む
酪 農	サ イ ロ 詰 め 作 業	〃	850 円	
	搾 乳 作 業	〃	1,300 円	
き の こ	一 般 作 業	〃	700 円	

2 機械作業標準料金

機 械 名	作 業 名	利 用 料 金		備 考
		単 位	金 額	
機 械 作 業	水 田 耕 起	10 a	A 7,600 円	作業容易なところ 15 cm 耕起標準
			B 7,800 円	作業容易でないところ
	畑 耕 起	〃	7,500 円	礫混入畑、耕地の不整形、小面積及び果 樹園の場合は別に考慮する
	水 田 代 か き	〃	9,000 円	ガーデン作業の場合は 10% 増し
	田 植 作 業	〃	9,900 円	植付のみ
	稲刈結束作業（バインダー）	〃	10,500 円	結束ヒモは別に加算する
	脱穀作業（ハーベスター）	〃	10,500 円	乾燥のよいもの
	籾自動乾燥機	〃	2,600 円	乾燥のよいもの
	S S 防除	〃	3,900 円	1 回、作業容易なところ
	コンバイン	〃	25,000 円	4 条刈り、結束ヒモ代含む
	草刈作業	〃	3,900 円	乗用草刈機による作業

（注 1）運転手付燃料費も含む。
（注 2）機械のみ借りた場合は上記の 7 割程度。

3 その他 機械利用料金等

バックホー	2 t 程度	1 時間	5,000 円	運搬料別	運転手付 燃料費も含む
大型機械オペレーター労賃		〃	1,500 円	S S の運転も対象	
薪割機		1 日	5,100 円	燃料費を含まない	

（注）機械作業の消費税は内税としました。

賃借料情報

(単位 10 アール)

農 地 区 分		標準小作料	備 考	
水 稻 (田)	上	12,000 円	平均収量(籾)	590 kg
	中	10,000 円	〃	510 kg
	下	6,000 円	〃	460 kg
樹 園 地	リンゴ	上	平均収量	2,900 kg
		中	〃	2,500 kg
		下	〃	2,100 kg
	ブ ド ウ	25,000 円	〃	1,400 kg
	桃	15,000 円	〃	2,200 kg
	梨	18,000 円	〃	3,000 kg
普 通 畑 (畑)	上	5,000 円		
	下	3,000 円		

(注)
※賃借料は目安であり、貸
手と借手の双方が話し合
いによって決めることにな
っています。
※樹園地は貸主がすでにリン
ゴ 8 年生、ブドウ 5 年
生、桃 6 年生、梨 7 年生
以上を植栽してある場合
で、それ以外は普通畑と
する。
※防霜ファン組合費、灌水
組合費、土地改良費は含
まれていません。

有害鳥獣対策について要望書を提出

鳥獣被害は宮農意欲の低下や更なる荒廃農地化への原因の一つになっているため、農業委員会では「須坂市農業施策に関する要望書」として有害鳥獣対策を三木正夫市長に提出しました。写真
(以下要望項目と回答です)



1 有害鳥獣による農作物被害状況の、より詳細な調査、現況把握(リンゴ等の新芽の被害や水路の石積み崩壊等も含む)

(回答)

被害連絡を一報いただければ引続き被害調査を実施していきます。また、被害が多発している場合は、猟友会とともに檻やわなによる対策を検討していきます。イノシン等による農作物以外の被害については、現場の状況を確認し、対策工事

を実施していきます。

2 近年増加傾向にあるハクビシン被害に対する支援

(回答)

昨年度は15頭捕獲しており、最近では物置や空き家にも住みついていきます。

今後はハクビシンによる被害増が予想されますので、猟友会の協力をいただき、檻を増やし、被害の軽減を図ります。

3 豊丘地区サフォーク種(羊)の放牧による荒廃農地解消及び獣害回避や景観維持等の積極的な研究、試み等に対する支援

(回答)

県内では、阿南町、山ノ内町、千曲市で家畜の放牧により雑草駆除を試験的に実施しています。家畜の冬期間の餌の確保や健康管理に課題がありますので、継続が可能な方法を十分研究していきます。

4 現状の電柵等の設置進捗では被害防止に追いつかない地域もあるため、地域の実態やニーズに応じた補助事業の改善や充実

(回答)

電気柵の未設置個所に野生鳥獣が集中するため、早急



な対応が必要と考えています。また、設置コースの選定や緩衝帯整備に伴う伐採、定期的な維持管理が必要となりますので、取組める地区から順次整備していきます。

5 有害鳥獣の捕獲に携わる多様な人材の確保、育成を図るとともに、狩猟者が意欲的に駆除活動できる待遇の充実

(回答)

猟友会会員の高齢化により会員の減少が危惧されます。捕獲に携わる人材の確保や育成のために、狩猟免許取得費用に対し、取得奨励補助金を交付しています。

今後、狩猟体験講習会や、わな猟の実務研修会を予定しており、新規狩猟者の育

成確保にも努めていきます。昨年度から捕獲報奨金を増額し、捕獲経費の負担軽減も行っています。

6 野そ駆除対策に対する支援

(回答)

遊休荒廃農地の拡大により、野そが増加しているため、関係機関と相談のうえ駆除薬剤購入費用の増額を検討します。

7 駆除した鳥獣の活用に関する調査研究の推進

(回答)

平成20年度イノシシの年間捕獲数は20頭、平成21年度は約100頭でした。獣肉の加工は、処理施設の整備や販売ルートの確保等が必要であり、最低年間千頭以上の捕獲が必要であると聞いております。現在の捕獲数では採算割れと思われるので、基本的には鳥獣を増やさない方針で進めていきます。



農商工観連携で地域の活性化を

須高地区農業委員会協議会
総会全員研修会開催

須高地区農業委員会協議会総会及び全員研修会が2月26日に須坂市消防本部3階大会議室で開催され、須高地区の農業委員約50名が参加しました。写真

小林直久会長からは「遊休農地の引き受け手が少なく、大変困っている。須高地域に集まる農業委員が情報を共有して連携をとってほしい」とあいさつがありました。

全員研修会では、長野県農業会議農政農地部次長の神林公雄さんより「農地法改正と平成22年度予算の概要について」わかりやすい講演があり、農業委員会組織が担う役割と責任が重要であることを、あらためて再認識しました。

体験発表では小布施町農業委員小林正樹さんから「1年間の活動報告」がありました。



遊休荒廃農地を利用した 野沢菜を販売

うまいもん祭り開催

「エコと春の行事食と旬産旬消」をテーマに第6回うまいもん祭りが3月20日須坂市多目的防災広場と保健センターで開催され、多くの市民で賑わいました。農業委員会では遊休荒廃農地を利用してつくった野沢菜を販売しました。写真



農業者年金でゆとりある老後を

Q1 どんな人が加入できますか

A1 農業者であれば広く加入できます

①国民年金の第1号被保険者

②年間60日以上農業に従事している方

③ 60歳未満の方であれば誰でも加入できます。

また、自分名義の農地を持っていない農業者や配偶者、後継者などの家族農業従事者も加入できます。

Q 2 保険料はどのくらいですか

A2 保険料は自分で決め

られます

通常加入の保険料は、加入者自らが月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも見直しができます。

Q3 いままでもらうことが
できますか

A3 終身年金で80歳までの保証が付いています

（仮に80歳前に亡くなられた場合）

死亡した翌月から80歳
までに受け取れるはずだっ
た農業者老齢年金の現在価



値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

Q 4 メリットはあります

A4 税制面の優遇措置が

めります

加入者が支払った保険料は、その全額

（一人当たり最大80万円）が納税申告する際に社会保険料控除の対象になり所得税、住民税が節税となります。税率に差がありますが保険料月額2万円（年額24万円）の場合は、約3万6千円も節税ができます。

農業委員会活動記録

平成22年3月

農業委員会活動記録

(平成21年4月)

平成22年3月

10月19日 農地対策部会
10月20～21日 19市農業委員会協議会
10月24～25日 姉妹都市農産物対面販売
(三浦市)

10月30日 10月定例総会・協議会

農振協議会

11月6日 第55回長野県農業委員会大会

11月12日 農地対策部会

11月18日 須高地区農業委員会協議会視察研修

11月25日 農業振興対策部会

11月27日 11月定例総会・協議会

12月2日 農業者年金加入推進セミナー

12月11日 部長ブロック長会議

12月16日 県農村女性フェスティバル

12月17日 農業後継者対策部会

12月24日 J A須高市、農業委員会懇談会

12月25日 農業振興対策部会

12月28日 市民農業大学校園芸卒業式

1月18日 12月定例総会・協議会

1月19日 農地対策部、農業振興対策部合同部会

1月21日 県女性農業委員の会・研修会

1月25日 グリーンツーリズムながの2010

1月26日 長野地域農業青年プロジェクト意見発表大会

1月29日 部長ブロック長会議

2月4日 1月定例総会・協議会

2月12日 農村男女共同参画プラン策定委員会

2月22日 須高地区女性農業委員研修会

2月26日 長野地区環境にやさしい農業推進大会

2月26日 2月定例総会・協議会

3月3日 須高地区農業委員会協議会総会・全員研修会

3月3日 家族経営協定合同調印式

3月23日 須高地区女性農業委員とJ A女性委員意見交換会

3月25日 第107回長野県農業会議定期総会

3月30日 標準労賃策定協議会

3月30日 農振除外事前審査

3月30日 3月定例総会・協議会

4月3日 農地対策部会研修視察

4月16～17日 農業委員会研修視察

4月27日 農業サポートセンター

役員会総会

4月28日 4月定例総会・協議会

4月28日 農振協議会現地調査審議

5月2日 市民農業大学校「園芸塾」入学式

5月21日 県19市農業委員会協議会通常総会

5月22日 農業者年金協議会総会

5月26日 里親研修会事業推進会議

5月27日 農業振興対策部会

5月28日 全国農業委員会会長大会

5月29日 5月定例総会・協議会

6月2日 県農業者年金協議会通常総会

6月19日 県女性農業委員会総会研修会

6月30日 6月定例総会・協議会

7月4日 農地対策部会

7月4日 須高農産物販売促進説明会

7月9日 新規就農者激励会

7月14日 部長長ブロック長会議

7月22日 県女性農業委員会長野支部設立準備検討会

7月31日 7月定例総会・協議会

8月4日 須坂市耕作放棄地対策協議会設立総会

8月7日 J A須高農政対策協議会

8月26日 農業振興策定会議総会

8月27日 北信5市農業委員会研修会

8月27日 8月定例総会・協議会・情報委員会

8月28日 第106回長野県農業会議定期総会

9月15日 県行政と農業委員会協議会との意見交換会

9月17～18日 農業者年金及び女性農業委員特別研修会

9月29日 9月定例総会・協議会

9月29日 農振除外事前審議会

10月13日 農地対策部会・情報委員会

10月13日 農業振興対策部会視察



	現 行	改 正
違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は300万円以下の罰金）	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）
原状回復命令違反	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金（法人は30万円以下の罰金）	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

許可を受けずに農地を転用したときなどの処分が強化されました

○違反転用等をした場合の罰金額が大幅に引き上げられました。

農地法が改正されました



農地の貸し借りがしやすくなりました

○農地を利用できる方の範囲が「農業従事者以外の個人」と「農業生産法人以外の法人」が追加されました。

○市町村等が農地所有者から委任を受け、代理で担い手に貸付などを行う事業が新設されました。

農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要になりました

○相続によって農地を取得した場合は農業委員会へ届出を行うことになりました。

○自ら耕作できない場合等は、農業委員会が貸し借り等のあっせんをします。

◎1反歩(10アール)から農地の貸し借りができます

定年退職等により新たに農業を始めようとする方や担い手の確保対策として、平成18年5月から、農地貸借の下限面積が10アールに改正となり、利用権設定することで貸借が容易になりました。

現在では、多くの皆様にご利用いただいております。

農地転用には許可・届出が必要です

【農地転用とは】

農地を住宅、工場等の建物敷地にしたり、駐車場や資材置き場など農地以外の用途に変更することです。

※次の一時的な行為も許可が必要です。

●資材置き場

●農地改良による埋め立て

●砂利採取場

◎農地を借りたい方連絡ください

経営規模の拡大や新規就農により農地を借りたい方は登録してある農地情報を閲覧することが出来ます。

また、新たに農地をお貸しできる方の登録も可能です。

情報をお待ちしております。

■問い合わせ先
市農林課まで
☎248-9004

せん定枝の焼却には十分な注意を

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2が一部改正となり、平成13年4月から廃棄物の野外焼却が禁止となったことにより、庭先や畑でゴミを燃やすことができなくなりました。しかし、例外として農作業で発生したせん定枝、稲わら、枯れ草などを燃やすことは認められています。

(一緒にマルチ、肥料袋、家庭ゴミを燃やすことは法律違反です)

※焼却する場合は火災予防のため、事前に消防署へ連絡をお願いします。また、煙、悪臭、飛灰などで、ご近所の迷惑にならないよう風向き、時間帯など十分注意をしてください。

■問い合わせ先
市生活環境課まで
☎248-9019

全国農業新聞の購読を

全国の農業情勢だけではなく、地域農業の話題など、家族の皆様でも楽しんでいただける農家のための情報誌です。創刊から50年農政の専門紙として好評をいただいております。

(購読希望者は農業委員または農業委員会事務局までご連絡ください)

○購読料 月600円

○発行 毎週金曜日

編集後記

農家の皆さんに役立つ「たより」にしていこうと、情報委員会では心がけて編集しております。

特に今号では、農地法の一部改正及びせん定枝の焼却処分等について掲載しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

ひきつづき農家の皆様に役立つ情報を掲載できますよう努力してまいりますので、よろしく願います。

情報委員会(編集委員)

委員長	篠塚 久義
委員	田子 茂幸
委員	村上 和夫
委員	越 吉廣